33　特別会計に関する法律の一部改正（附則第七二条関係）
　エネルギー対策特別会計の区分経理の対象となる対策として「原子力安全規制対策」を新設することとした。
34　内閣府設置法の一部改正（附則第八八条関係）
　内閣府の所掌事務として、次に掲げる事務を追加することとした。
　㈠　原子力災害に対する対策に関すること。
　㈡　原子力基本法第三条の三に規定する原子力防災会議の事務局長に対する協力に関すること。
35　国家行政組織法の一部改正（附則第八九条関係）
　環境省の副大臣及び大臣政務官の定数を改める等所要の改正を行うこととした。
36　関係独立行政法人（附則第五七条関係及び附則第六九条関係）
　原子力利用に関する研究開発について、原子力利用における安全の確保を図る観点から、原子力規制委員会を、独立行政法人放射線医学総合研究所及び独立行政法人日本原子力研究開発機構の主務官庁に加えることとした。
37　検討（附則第九七条関係）
　29及び30による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定については、その施行の状況を勘案して速やかに検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講じられるものとすることとした。

◇東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（法律第四八号）（復興庁）

1　目的、基本理念、国の責務、法制上の措置等及び基本方針
㈠　目的
　この法律は、平成二三年三月一一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下「東京電力原子力事故」という。）により、一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれらの者に準ずる者（以下「被災者」という。）が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じていること及び当該支援に関し特に子どもへの配慮が求められていることに鑑み、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策（以下「被災者生活支援等施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、被災者生活支援等施策を推進し、もって被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）
㈡　基本理念
　被災者生活支援等施策は、東京電力原子力事故による災害の状況、当該災害からの復興等に関する正確な情報の提供が図られつつ、行われなければならないこと、被災者が3㈠の支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還のいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならないこと、これを講ずるに当たっては、子ども（胎児を含む。）及び妊婦に対して特別の配慮がなされなければならないこと等、被災者生活支援等施策に関し、基本理念を定めることとした。（第二条関係）
㈢　国の責務
　国は、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すべき責任並びにこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、基本理念にのっとり、被災者生活支援等施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとした。（第三条関係）
㈣　法制上の措置等
　政府は、被災者生活支援等施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。（第四条関係）
㈤　基本方針
　政府は、基本理念にのっとり、被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針を定めなければならないこと等とした。（第五条関係）

2　汚染の状況についての調査等及び除染の継続的かつ迅速な実施
㈠　国は、東京電力原子力事故に係る放射性物質による汚染の状況の調査について、当該放射性物質の種類ごとにきめ細かく、かつ、継続的に実施するとともに、当該調査の結果及び環境中における放射性物質の動態等に関する研究の成果を踏まえ、放射性物質による汚染の将来の状況の予測を行うものとし、その調査の結果及び予測の結果を随時公表するものとすることとした。（第六条関係）
㈡　国は、㈠の調査の結果を踏まえ、放射性物質により汚染された土壌等の除染等の措置を継続的かつ迅速に実施するため必要な措置を講ずるものとし、この場合において、国は、子どもの住居、学校、保育所その他の子どもが通常所在する場所（通学路その他の子どもが通常移動する経路を含む。）及び妊婦の住居その他の妊婦が通常所在する場所における土壌等の除染等の措置を特に迅速に実施するため、必要な配慮をするものとすることとした。（第七条関係）

3　支援対象地域で生活する被災者への支援、支援対象地域以外の地域で生活する被災者への支援、支援対象地域以外の地域から帰還する被災者への支援、避難指示区域から避難している被災者への支援及び措置についての情報提供
㈠　国は、支援対象地域（その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である地域をいう。以下同じ。）で生活する被災者を支援するため、医療の確保に関する施策、子どもの就学等の援助に関する施策（学校における学習を中断した子どもに対する補修の実施及び学校における屋外での運動が困難となった子どもに対する屋外での運動の機会の提供を含む。）、家庭、学校等における食の安全及び安心の確保に関する施策（学校給食の共同料理場等における放射性物質の検査のための機器の設置に関する支援を含む。）、放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組（子どもの保護者等による放射性物質により汚染された土壌等の除染等の措置、学校給食等についての放射性物質の検査その他の取組を含む。）の支援に関する施策（最新の科学的知見に基づき専門的な助言、情報の提供等を行う事ができる者の派遣を含む。）、自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。（第八条関係）
㈡　国は、支援対象地域から移動して支援対象地域以外の地域で生活する被災者を支援するため、支援対象地域からの移動の支援に関する施策、移動先における住宅の確保に関する施策、子どもの移動先における学習等の支援に関する施策、移動先における就業の支援に関する施策、移動先の地方公共団体による役務の提供を円滑に受けることができるようにするための施策、支援対象地域の地方公共団体との関係の維持に関する施策、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。（第九条関係）
㈢　国は、㈡の被災者で当該移動前に居住していた地域に再び居住するもの及びこれに準ずる被災者を支援するため、当該地域への移動の支援に関する施策、当該地域における住宅の確保に関する施策、当該地域における就業の支援に関する施策、当該地域の地方公共団体による役務の提供を円滑に受けることができるようにするための施策、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一〇条関係）
㈣　国は、政府による避難に係る指示の対象となっている区域から避難している被災者を支援するため、特定原子力事業者（原子力損害の賠償に関する法律第三条第一項の規定により東京電力原子力事故による損害の賠償の責めに任ずべき原子力事業者をいう。）による損害賠償の支払の促進等資金の確保に関する施策（当該区域における土地等の取扱いに関するものを含む。）、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策その他の必要な施策を講ずるとともに、当該被災者で当該避難前に居住していた地域に再び居住するもの及びこれに準ずる被災者を支援するため、㈢の施策に準じた施策を講ずるものとすることとした。（第一一条関係）